

内閣参質一七六第一二三号

平成二十二年十二月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員山谷えり子君提出朝鮮学校への高校授業料無償化適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出朝鮮学校への高校授業料無償化適用に関する質問に対する答弁書

一について

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、その早期解決は、最大限の努力を尽くさなければならぬ課題であると認識している。

二から五までについて

今回の北朝鮮による砲撃は、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、

現時点で、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号ハの規定に基づく指定の手續を一旦停止することとしたものであり、「対応や判断の遅れがあった」との御指摘は当たらないものと考え。また、当該手續を再開する時期については、今後の事態の推移を見極めながら判断することとなるものであり、現段階でお答えすることは困難である。

